

令和6年2月

関係者 各位

岡山市環境保全課 浄化槽対策室

TEL：(086) 803-1294

岡山市合併処理浄化槽設置補助金制度の変更及び 事前審査の実施等について（お知らせ）

標記について令和6年度以降の申請について、下記のとおりのお取り扱いとしますので内容をよくご確認の上、対応いただきますようお願いいたします。

記

1 補助対象要件に関する変更事項

(1) 汲取りや単独からの転換の促進

- 従来補助対象外としていた市内の合併処理浄化槽の戸建て住宅（賃貸住宅、分家独立を除く）に居住する者が「汲取り便所又は単独処理浄化槽家屋の改造・増築・改築・建替に伴う設置」をする場合を対象とします。
- これに伴い、「汲取り便所又は単独処理浄化槽家屋の改造・増築・改築・建替に伴う設置」をする場合は、集合住宅に居住する場合の賃貸借契約書の写し等申請者の現住所に対する補助要件確認書類の添付を求めないこととします（市外居住者の場合の住民票を除く。）。

(2) 居住要件の見直し

- 居住について、「年間を通じ断続的に概ね30日以上、生活拠点を設けて暮らすことをいう。」とします。
- 「主たる生活の本拠ではない」自己が居住するための専用住宅に対して、「汲取り便所又は単独処理浄化槽家屋の改造・増築・改築・建替に伴う設置」であれば対象とします（セカンドハウス等の生活拠点を複数有する者の家屋も対象とします。）。
- 設置しようとする建物が「汲取り便所又は単独処理浄化槽家屋」であることが確認できる書類、市外居住者の場合の住民票に加え、「現に居住していること」あるいは「これから居住すること」が確認できる書類、設置場所で「年間概ね30日以上生活拠点を設けて暮らすこと」を誓約する書類の添付が必要です。

（「現に居住していること」の確認書類の例：使用実態が確認できる公共料金の請求書等）

（「これから居住すること」の確認書類の例：その建物の所有が確認できる売買契約書等）

【対象外となる例】

- 年間概ね30日以上、設置場所で暮らすことがない場合
- 「主たる生活の本拠ではない」自己が居住するための専用住宅を新築する場合（「汲取り便所又は単独処理浄化槽家屋の改築・建替に伴う設置」であることが確認できる場合を除く。）

(3) 補助対象者の要件の緩和

「補助金の交付を受けた後に居住地を変更した者で、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して7年を経過しない者」を「同一年度内に既に補助金の交付を受けている者」に変更します。ただし、従来どおり、財産処分の制限により、補助事業年度の翌年度の4月1日から起算して7年以内は目的に反して使用、譲渡等をしてはいけません。

2 申請手続き等に関する変更事項

(1) 設置届の事前審査について

令和6年度以降、いわゆる**仮受付は行わないこと**としますので、浄化槽設置届出の受理から**10日を経過した後に**申請手続きを行ってください。

(2) 交付決定日の取扱いについて

令和6年度（令和6年4月）以降	
電子申請	申請・添付書類に不備事項がなく、すべて整った状態になったことを確認し、 準備が整い次第 、交付決定を行います。
窓口申請	電子申請と同様の取扱い としますが、窓口申請の場合は、審査に時間を要するため、電子申請に比べて 2～3日程度日数を要する 場合があります。

(3) 浄化槽法第7条検査実施依頼書の添付について

令和6年1月26日付「浄化槽設置整備事業実施要綱の一部改正について」により、補助事業の要件に浄化槽法に定める浄化槽の維持管理の徹底を図るための要件が追加されました。このことにより、単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に係る宅内配管工事費に対する交付申請だけでなく、**いかなる申請についても浄化槽法第7条検査実施依頼書の添付が必要**となります。

(4) 実績報告時の写真について

実績報告時の写真について、従来添付いただいている写真に加えて**浄化槽の製造番号**の添付を必須とします。

(5) 振込口座の報告方法について

振込不能となるケースが頻発しておりますので、令和6年度より以下のとおりとします。

原則、額確定通知後に申請者本人が振込口座情報を市へ報告することとします。その際には、可能な限り岡山県岡山市電子申請サービスを利用するようご協力お願いします。

やむを得ず、実績報告時に申請手続き業者から提出する場合、通帳の写しなど、**口座の名義、金融機関名、支店・支所名、口座種別、口座番号（ゆうちょ銀行の場合、記号及び番号）**がわかる書類を添付してください。

3 令和6年度合併処理浄化槽設置補助金申請書の事前審査について

(1) 事前審査書類を預かる期間

令和6年3月1日（金）～3月8日（金）

(2) 注意事項

- ①既存の汚水処理未普及解消につながる浄化槽設置であることが確認できる書類の添付がないなど、補助対象要件を確認できない場合は受理できませんのでご注意ください。
 - ②申請日の欄には、令和6年4月1日と記入してください。
また、審査票や申請書の年度は令和6年度にしてください。
 - ③市外居住者の住民票あるいは滞納無証明書を添付する場合は、令和6年3月1日以降に証明を受けたものにしてください。
 - ④特別な事情がない限り、国からの交付金内示後、優先的に交付決定します（令和6年4月4日（木）を予定していますが、国からの交付金内示が遅れた場合は延期になります）。ただし、事前審査の段階で不備事項が確認された場合は、交付決定が工事開始予定日以降になる可能性がある場合がございます。
 - ⑤令和6年度の下水道整備計画によって補助対象地域の判定を行うため、補助対象から外れる場合があります。申請者への周知説明には特に十分ご配慮をお願いします。
 - ⑥申請者が事前審査書類預かり後に3月中に転居されると、正式申請日となる4月1日現在の住所と申請書の住所が一致なくなります。申請者に住民票異動の予定を問い合わせた上で事前審査とするか4月以降の申請とするかを判断してください。
 - ⑦その他の書類提出に係る注意事項については、4 注意事項をご確認ください。
- ※令和6年4月1日～7日の申請分については、窓口申請・電子申請ともに交付決定までに10日程度を要する見込みです。

4 注意事項

(1) 書類提出に関する注意事項

スムーズな審査のために、以下の点についてご協力をお願いします。

- ①書類は別添のとおり順番に並べてください。
- ②提出前に書類を確認してください。
軽微な不備事項の多い書類が多数見受けられます。提出前に今一度書類を確認してください。
また、他人の書類が添付されている、添付書類が大幅に不足している(添付ファイルの付け忘れ等)場合は受付できません。
- ③実績報告締切日(令和6年3月15日)に受付できないことがないようにご注意ください。
(締切日には多くの書類が提出されますので、お問い合わせいただいてもこちらで確認できません。電子申請の場合は電子申請サイトにて各自でご確認ください。)
- ④補助金申請に関するお問い合わせは業務時間内の8:30～17:15の間をお願いします。
- ⑤岡山県岡山市電子申請サービスのご利用にご協力ください。

(2) 実績報告書提出状況の確認について

実績報告書の未提出者リストが必要な場合は、令和6年3月15日までに当課浄化槽対策室(電話：086-803-1294)までご連絡ください。窓口にてお渡します。

なお、申請代行者であることが確認できない場合、確認できるものを求めることがありますので、ご持参いただくようお願いいたします。